

## 従業員の福祉向上のために

## 傷害共済

共済掛金と保障内容	契約コース	共済掛金		死亡(高度障害)共済金		後遺障害共済金	傷害入院共済金(日額)	傷害通院共済金(日額)
		年払掛金	月払掛金	災害死亡	傷害死亡			
500万円	13,800円	1,150円	1,000万円	500万円	1,000~15万円			
400万円	12,000円	1,000円	800万円	400万円	800~12万円	3,000円	1,500円	
300万円	10,200円	850円	600万円	300万円	600~9万円			
200万円	7,200円	600円	400万円	200万円	400~6万円	2,400円	1,200円	

(注) 1. 被共済者が100人以上の契約者については、共済掛金はそれぞれ1割引とします。

2. 100万円コースは、200万円コースの全て半額となります。

## 共済金の種類

## 死亡(高度障害)共済金

1. 災害死亡(高度障害)共済金 共済期間内の災害により、事故の日から180日以内に死亡し、または高度障害となったとき共済金額の倍額が支払われます。
2. 傷害死亡(高度障害)共済金 共済期間内の傷害により、事故の日から180日以内に死亡し、または高度障害となったとき共済金額相当額が支払われます。

## 後遺障害共済金

共済期間内の災害または傷害により、事故の日から180日以内に別表で定める後遺障害となったとき、それぞれの支払割合により支払われます。

## 傷害入院共済金・傷害通院共済金

共済期間内の傷害により、事故の日から90日以内に医師の治療を受け、その治療期間が7日以上におよんだ場合、1事故につき事故の日から1年間を限度として入院日および実通院日に対して支払われます。

## ご加入の格

満6歳以上満80歳未満の方ならどなたでもご加入できます。(ただし、申込日現在において、健康で、正常に就業し、又は日常生活を営んでいる方に限ります。)

## 共済期間

共済期間は、共済掛金を払い込んだ日の翌月1日から1年間で毎年自動的に更新されます。ただし、責任の始期は、共済掛金を払い込んだ日の翌日とします。

## 共済金の請求とお支払い

被共済者が共済金の支払を受ける状態となったときは、60日以内に、必要書類を当組合または取扱代理所へご提出ください。共済金のお支払はご指定の口座振込となります。

(注)共済金の請求手続きが遅れる場合には、30日以内に事故の報告をしてください。

(注)当組合は、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に傷害がなった時以降の入・通院に対しては、傷害入・通院共済金をお支払いしません。

## 共済金をお支払いできない主な場合

①戦争変乱、自殺(ただし、生命傷害共済契約については加入後1年以上の場

合はお支払いたします。)  
 ②共済金受取人または被共済者の故意による場合ならびに犯罪行為、闘争行為、刑の執行  
 ③告知(健康状態通知書含む)の際に、故意または重大な過失によって重要な事実を通知しなかったか、または重要な事項について不実のことを通知した場合

(裏面の生命傷害共済の場合のみ)

(注)上記以外にもお支払できない場合があります。詳しくは当組合または代理所におたずねください。

## 傷害・災害・高度障害

傷害とは外來の急激、かつ、偶然な事故により身体に被害を受けた場合をいい、いわゆるけがのことをいいます。

災害とは次の場合のことをいいます。

- ①交通事故  
 ②建造物、工作物等の倒壊または建造物、工作物等からのものの落下

③崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下

④火災または破裂、爆発

⑤台風・竜巻・落雷

(注)上記以外にも災害となる場合があります。また状況によっては災害とならない場合がありますので、ご注意ください。

高度障害とは次の場合のことをいいます。

- ①両眼の視力を全く永久に失ったもの  
 ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの  
 ③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの  
 ④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの  
 ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの  
 ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの  
 ⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの  
 ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※職種によってはご契約の制限またはお引き受けできない場合がありますので、代理所または組合までご照会ください。(林業、海運業、高所作業を伴う土木建設など)

※個人情報の取扱について…ご加入に際してご提出いただく個人情報は法令を遵守しその安全管理に努めます。

※このパンフレットは、共済制度の概要を説明したもので、詳しく述べた「約款」・「重要事項説明書」をご覧ください。

※共済のご加入に際し、県内で事業を実施されている方は、1口200円の出資にて組合へのご加入をお願いします。

お手頃な掛金で大きな安心

# 生命傷害共済

共済掛金と保障内容	契約コース	共済掛金		死亡(高度障害)共済金			後遺障害共済金	傷害入院共済金(日額)	傷害通院共済金(日額)
		年払掛金	月払掛金	災害死亡	傷害死亡	普通死亡			
1,000万円	96,000円	8,000円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	2,000~30万円			
500万円	48,000円	4,000円	1,500万円	1,000万円	500万円	1,000~15万円			
400万円	39,600円	3,300円	1,200万円	800万円	400万円	800~12万円		3,000円	1,500円
300万円	30,000円	2,500円	900万円	600万円	300万円	600~9万円			
200万円	19,200円	1,600円	600万円	400万円	200万円	400~6万円		2,400円	1,200円

(注) 1. 200万円以下の共済契約の場合に限り、満35歳未満の被共済者の共済掛金は1割引とします。  
2. 100万円コースは、200万円コースの全て半額となります。

共済金の種類	死亡(高度障害)共済金
	1. 災害死亡(高度障害)共済金 共済期間内の災害により、事故の日から180日以内に死亡し、または高度障害となったとき共済金額の3倍額が支払われます。
	2. 傷害死亡(高度障害)共済金 共済期間内の傷害により、事故の日から180日以内に死亡し、または高度障害となったとき共済金額の倍額が支払われます。
	3. 普通死亡(高度障害)共済金 共済期間内に死亡し、または高度障害となったとき共済金額相当額が支払われます。
傷害入院共済金・傷害通院共済金	後遺障害共済金
	共済期間内の災害または傷害により、事故の日から180日以内に別表で定める後遺障害となったとき、それぞれの支払割合により支払われます。
ご加入の資格	傷害入院共済金・傷害通院共済金
	共済期間内の傷害により、事故の日から90日以内に医師の治療を受け、その治療期間が7日以上におよんだ場合、1事故につき事故の日から1年間を限度として入院日および実通院日に対して支払われます。

1. 満6歳以上満65歳未満の方ならどなたでもご加入できます。(ただし、申込日現在において、健康で、正常に就業し、又は日常生活を営んでいる方に限ります。) 満60歳以上の方は200万円が引受限度額となります。なお、継続加入の場合に限り、引き続き満70歳未満まで加入することができますが、満65歳になったのちの共済金額は100万円となります。
2. 原則として無診査ですが、400万円、500万円および1,000万円コースについては申込時に健康状態通知書を提出していただきます。

「共済期間」、「共済金の請求とお支払い」、「共済金をお支払いできない主な場合」および「傷害・災害・高度障害の用語の定義」は、裏面の傷害共済の場合と同じです。

## 県共済

愛媛県火災共済協同組合  
TEL089-945-1313

FAX (089) 932-7602

〒790-0001 松山市一番町四丁目1番2

取扱代理所